

千葉県地域防災計画

第6編 公共交通等事故編

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故などの大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

第1章 海上事故災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第1節 基本方針

本県周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の対象となる災害は、次のとおりである。

- 1 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- 2 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については第5編第4章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

第2節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

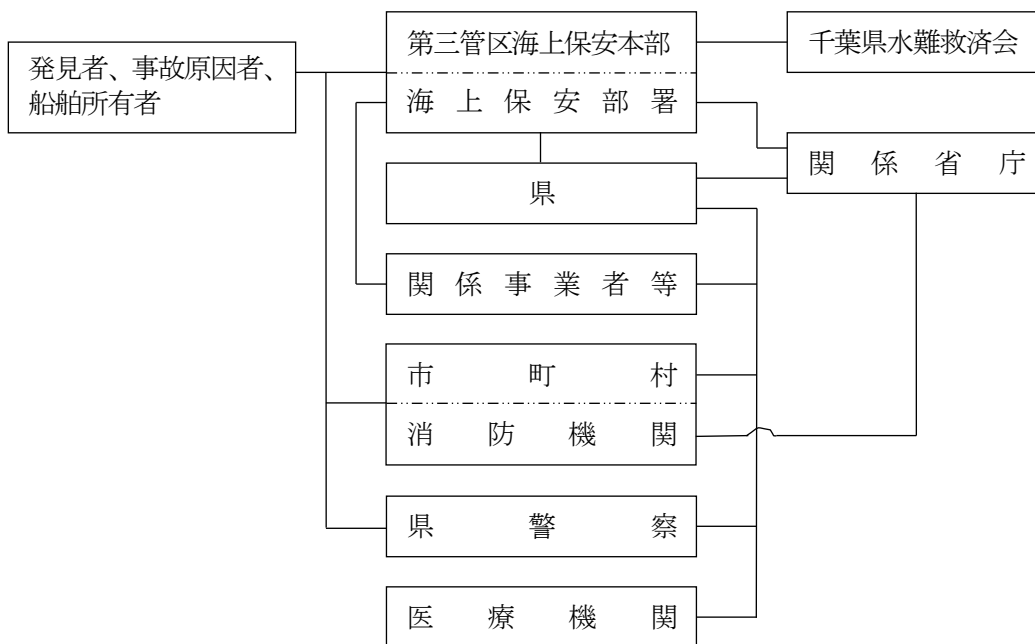
1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



3 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
沿岸市町村	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

4 関係機関の体制

(1) 第三管区海上保安本部の体制

ア 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(2) 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 沿岸市町村の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

5 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

ア 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ 沿岸市町村（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部署及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代わってその職務を実施する。

(4) 医療救護

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

また、市町村は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(5) 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

原則として市町村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(9) 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

6 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

<資料編6-3 県所属船舶及び備蓄資機材一覧表>

<資料編6-4 巡視船艇・航空機一覧表>

<資料編6-6 曳舟の状況>

<資料編9-5 一般財団法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表>

<資料編9-6 ㈱ダイトコーポレーション千葉支店保有船舶及び保有資機材一覧表>

【別表】

1 配備基準

		海上事故
(情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局企業総務課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 航空機事故災害対策

県（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。

防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株

<資料編1-13 成田国際空港消防相互応援協定>

<資料編9-7 成田国際空港株の消防力>

<資料編9-8 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力>

<資料編9-9 成田国際空港の概要>

第2節 予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

＜資料編9－7 成田国際空港の消防力＞

＜資料編9－8 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力＞

4 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 県の応急活動体制

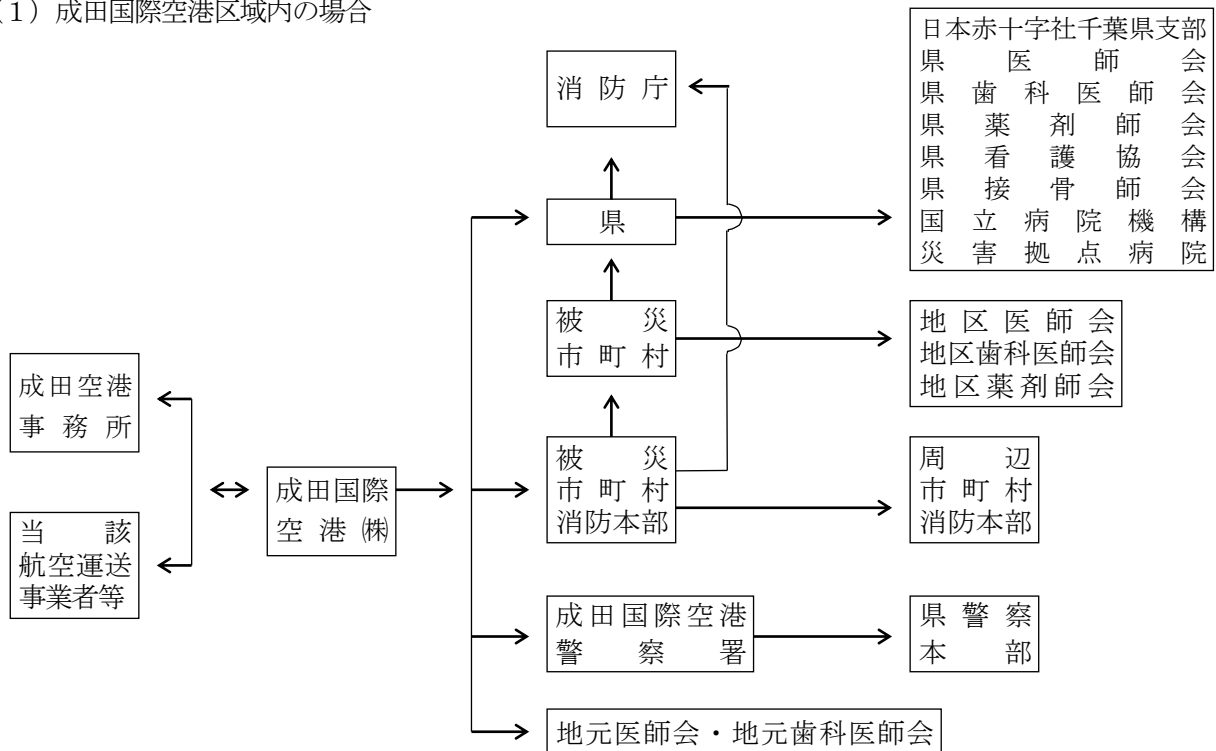
県における配備基準は、別表2のとおりとする。

2 情報の収集

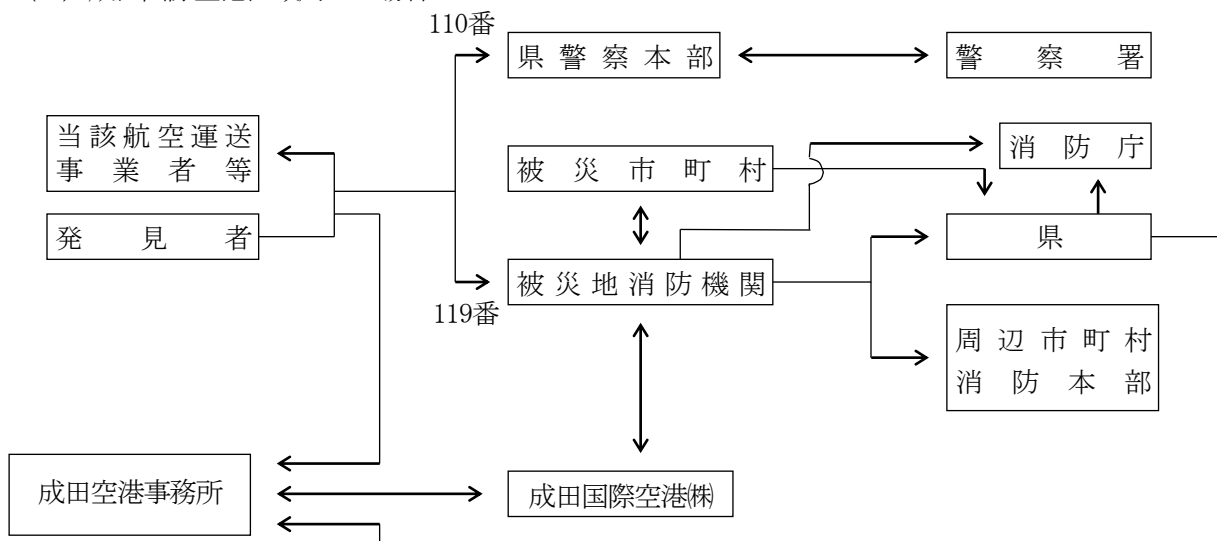
初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート

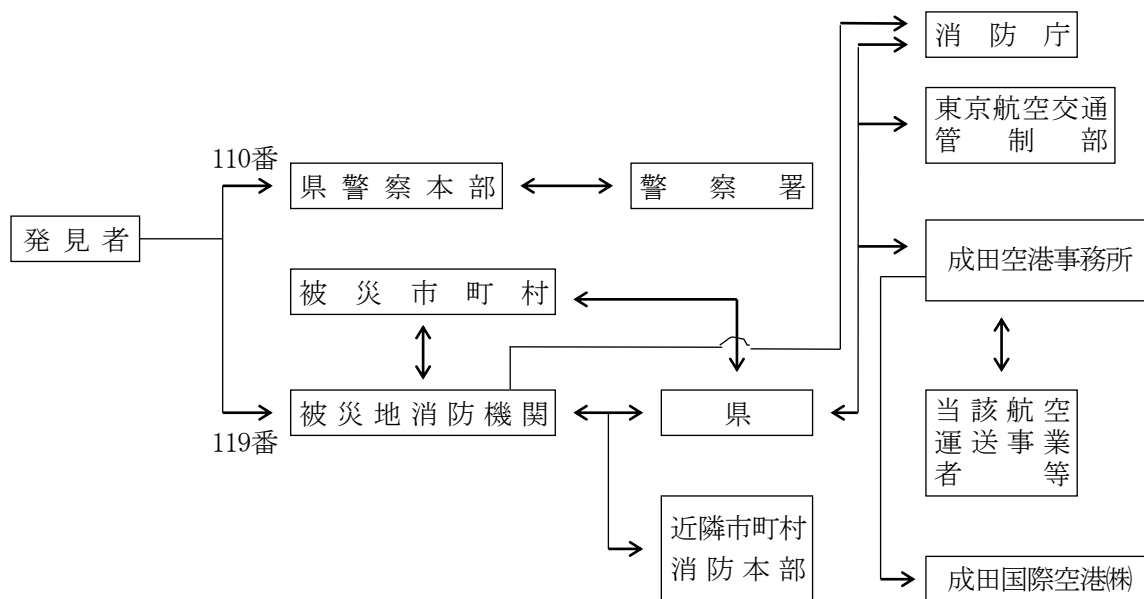
(1) 成田国際空港区域内の場合



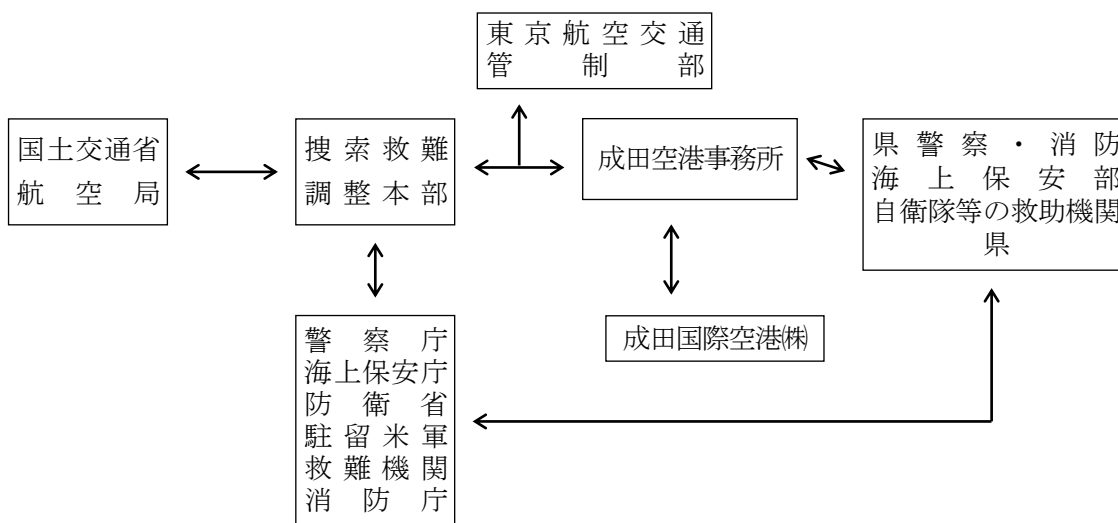
(2) 成田国際空港区域周辺の場合



(3) その他の地域の場合
 ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明確な場合（遭難機の搜索）



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

3 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港(株)は、関係機関の連絡調整を行う。

(1) 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

(2) 消防活動

ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

成田国際空港(株)、被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

成田国際空港周辺の市町村消防機関、県警察

イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

周辺の市町村消防機関、成田国際空港(株)、県警察

ウ その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

エ 実施内容

(ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、被災市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(ウ) 災害の規模等が大きく、被災市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

(3) 救出救護活動

ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関

イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港(株)

ウ その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関

エ 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

(ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として被災市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(4) 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(5) 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港(株)と協議のうえ、空港以外の場合には原則として被災市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(6) 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(7) 広報

ア 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

イ 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

(ア) 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

(イ) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

(ウ) 地域住民等への協力依頼

(エ) そのほか必要な事項

(8) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、

地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めることにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港(株)が、その他の場合は地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

4 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、 県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

【別表1】 防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港㈱
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉県海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
（公社）千葉県医師会
地区医師会
（一社）千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
（一社）千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話㈱
㈱NTTドコモ千葉支店
KDDI㈱
東京電力パワーグリッド㈱千葉総支社
ソフトバンク（株）

【別表2】

1 配備基準

		航空機事故
(情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) 本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)
	配備基準	航空機事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 鉄道事故災害対策

県（総合企画部、防災危機管理部、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

鉄軌道事業者（19事業者）

東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、京葉臨海鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、流鉄株式会社、銚子電気鉄道株式会社、千葉都市モノレール株式会社、いすみ鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（関東支社）、東京都交通局、芝山鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、山万株式会社、株式会社舞浜リゾートライン

第2節 予防計画

1 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

2 行政等による予防対策

- (1) 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧計画

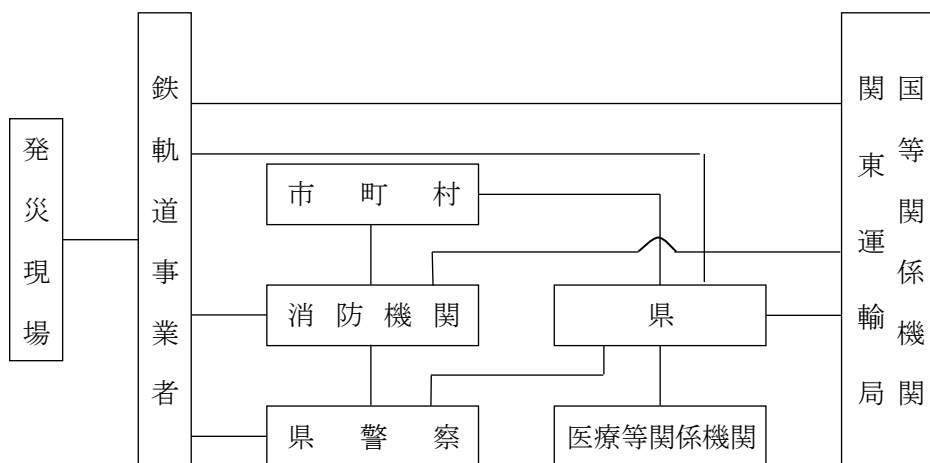
1 行政等による応急活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課。
(NTT電話：045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886
京成電鉄(株)	運輸指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
新京成電鉄(株)	運輸指令所	643-721	643-722	047-386-1852	047-386-1853
東武鉄道(株)	運行管理所	642-721	642-722	048-760-0313	048-760-0318
小湊鉄道(株)	鉄道部	644-721,723	644-722	0436-21-6771	0436-22-7670
北総鉄道(株)	運輸指令所 安全推進担当	500-9761 -	500-9762 -	047-446-0326 047-445-3611	047-446-0500 047-446-3767

鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
東京地下鉄(株)	総合指令所	03-5395-1162	東葉高速鉄道(株)	安全防災課	047-458-0039
京葉臨海鉄道(株)	運輸部	043-265-2530	日本貨物鉄道(株) (関東支社)	総務部	03-3239-9282
流鉄(株)	鉄道部	04-7158-0117	東京都交通局	運転課係 保安係	03-5320-6082
銚子電気鉄道(株)	運輸課	0479-22-0316	芝山鉄道(株)	総務部	0479-78-1141
千葉都市モノレール(株)	運転課	043-287-8210	首都圏新都市鉄道(株)	安全企画課	03-5298-5752
いすみ鉄道(株)	鉄道部	0470-82-2161	山万(株)	鉄道事業部	043-487-5036
			(株)舞浜リゾートライン	トランジット部	047-305-2409

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市町村は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。


6 交通規制

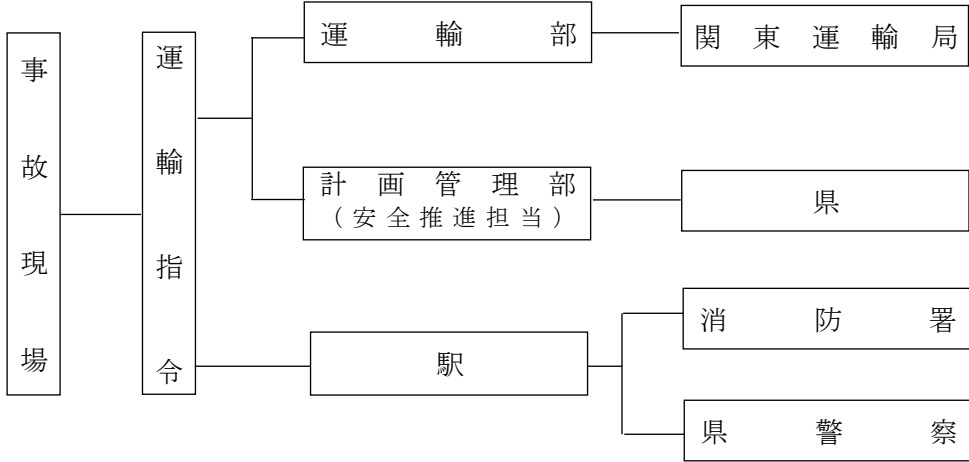
県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

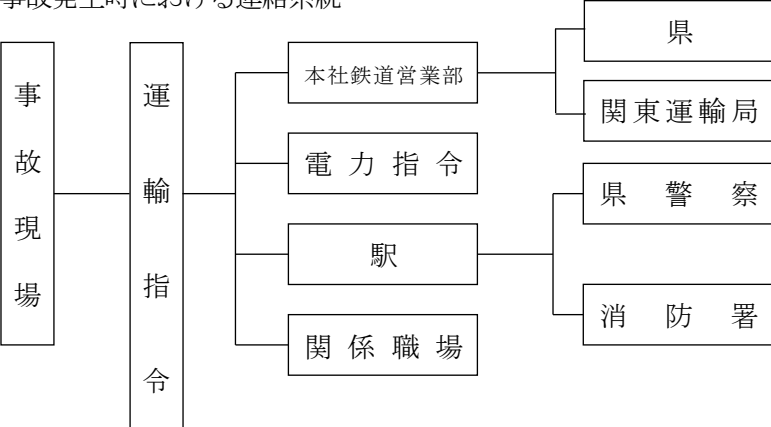
7 避難計画

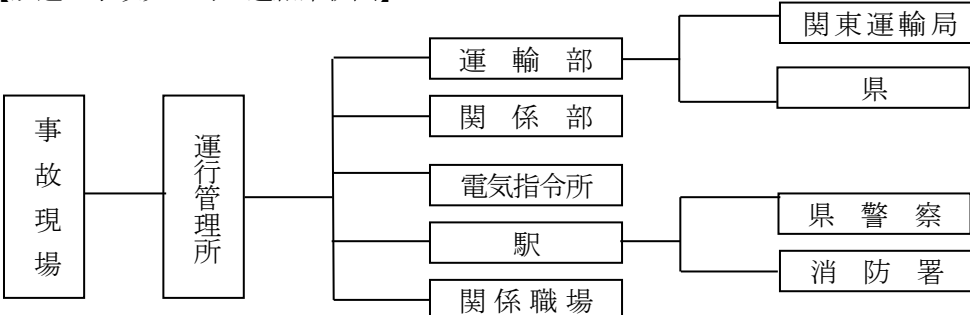
- (1) 発災時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市町村等は、必要に応じて避難所を開設する。


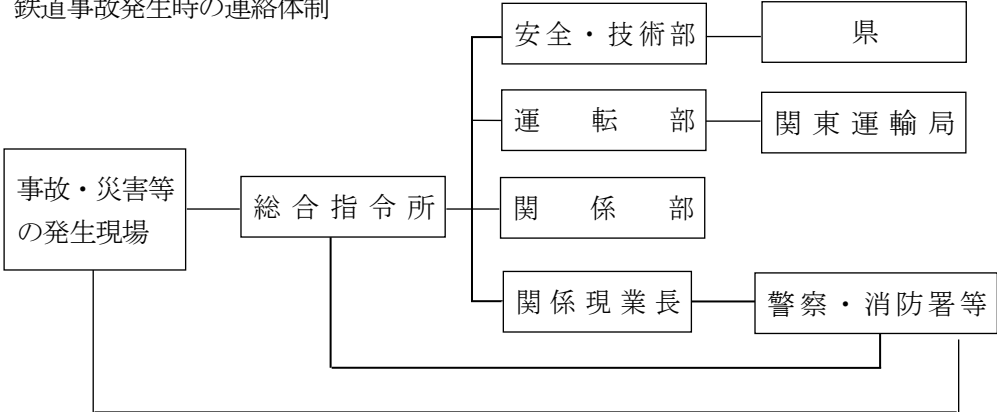
8 各事業者による応急・復旧対策

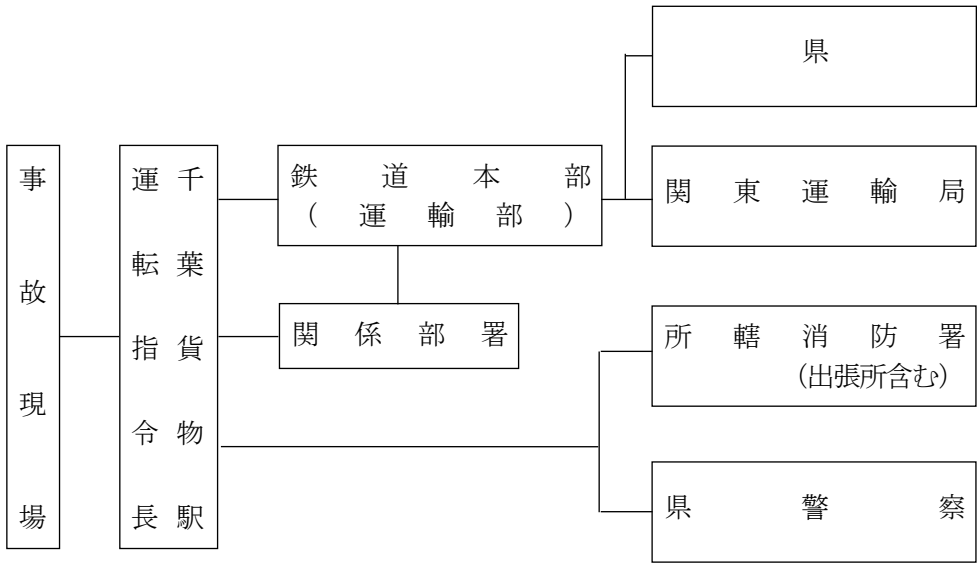
事業者	概 要
<p>東日本旅客 鉄 道 (株) 千 葉 支 社</p>	<p>[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救 護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務部)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

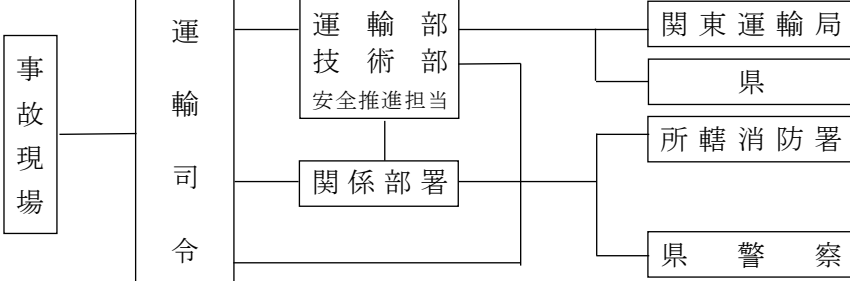

事業者	概要
京成電鉄株	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地对策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者の被害状況の把握 イ 施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ その他災害に関する情報 <p>(2) 救護活動</p> <p>事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(3) 広報活動の実施</p> <p>列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 鉄道事故発生時の緊急連絡体制</p>  <pre> graph TD A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[運輸部] B --- D[駅] C --- E[関東運輸局] C --- F["計画管理部 (安全推進担当)"] F --- G[県] D --- H[消防署] D --- I[県警察] </pre> <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制</p> <p>大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常召集を指示する。</p>

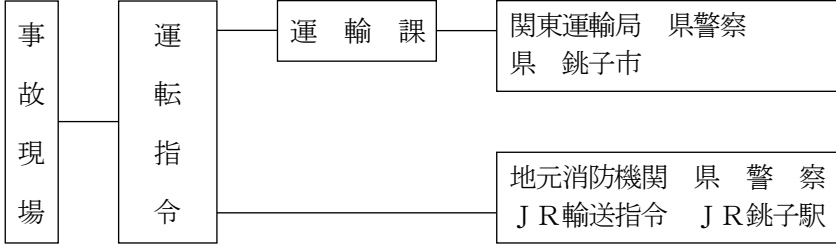
事業者	概要
新 京 成 電 鉄 (株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>事故が発生した場合は、運転事故応急処置心得に定めるところにより、死傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講ずるとともにその応急措置及び復旧については最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行い、事故の影響を最小限にとどめ本線の早期開通に努める。</p> <p>事故対策本部の設置</p> <p>事故により社会・人心に重大な影響を及ぼすような事故が発生した場合は、異常時対策規則の定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧及び救急について必要な体制を確立し、運輸事業の社会的使命の達成を図るため「事故対策本部」を本社に設置する。</p> <p>ただし、状況に応じて現地に「復旧対策本部」を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時における連絡系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[本社鉄道営業部] B --- D[電力指令] B --- E[駅] B --- F[関係職場] C --- G[県] C --- H[関東運輸局] E --- I[県警察] E --- J[消防署] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局・県警察及び市町村の消防機関に連絡する。</p>

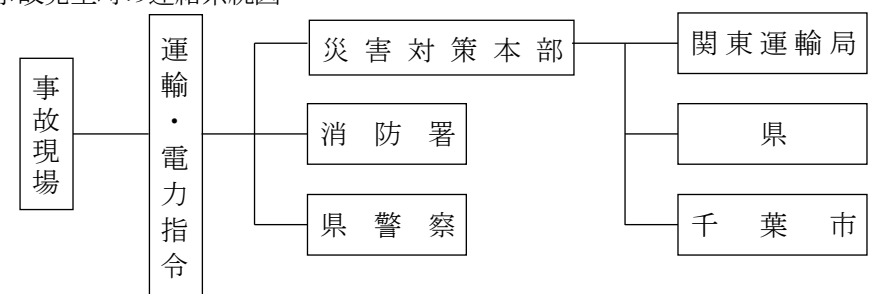
事業者	概要
東武鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部 事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。 災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係他機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。</p> <p>[災害時の活動組織の編成計画] a 災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。 b 現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 c 災害対策総本部 aの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運行管理所] B --- C[運輸部] B --- D[関係部] B --- E[電気指令所] B --- F[駅] B --- G[関係職場] C --- H[関東運輸局] C --- I[県] F --- J[県警察] F --- K[消防署] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

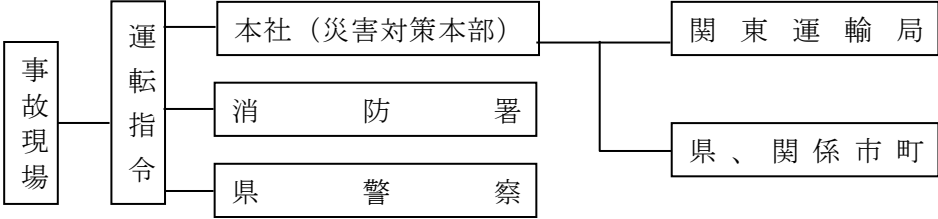
事業者	概要
小湊鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、その状況を沈着冷静に判断し、運転司令にその旨緊急報告するとともに、二次災害の発生に十分注意して負傷者の救出に全力を尽くす。 また、運転司令及び関係乗務員は災害対策要綱に基づき、事故災害の発生状況の周知及び旅客への協力依頼、その他救出避難誘導・情報伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>災害対策本部の設置 鉄道の運転に支障となる重大な災害が発生した場合は、本社内に事故災害対策本部、災害現場には復旧本部を設置し、各関係者は相互に協力して早期復旧及び二次災害の防止に努める。対策本部長は、取締役社長が担当する。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 鉄道事故発生時の連絡系統図による</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[運転指令] B --> C[災害対策本部] B --> D[消防署] B --> E[県警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre>
東京地下鉄(株)	<p>[応急・復旧対策] 重大な事故・災害等が発生した場合、非常体制を発令し、社員は互いに協力し、旅客及び社員の安全確保を第一の使命として、①人命救助及び避難誘導、②二次災害及び付帯事故の防止、③連絡及び通報等の事項を重点に最良と思われる方法で行動する。</p> <p>対策本部の設置 事故・災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は「事故・災害等対策規程」に基づき、非常体制を発令し、事故・災害等の発生場所に現地対策本部を設置するとともに、本社に対策本部を設置し、適切な処置を講じる。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時の連絡体制</p>  <pre> graph LR A[事故・災害等の発生現場] --> B[総合指令所] B --> C[安全・技術部] B --> D[運転部] B --> E[関係部] B --> F[関係現業長] C --> G[県] D --> H[関東運輸局] F --> I[警察・消防署等] </pre>

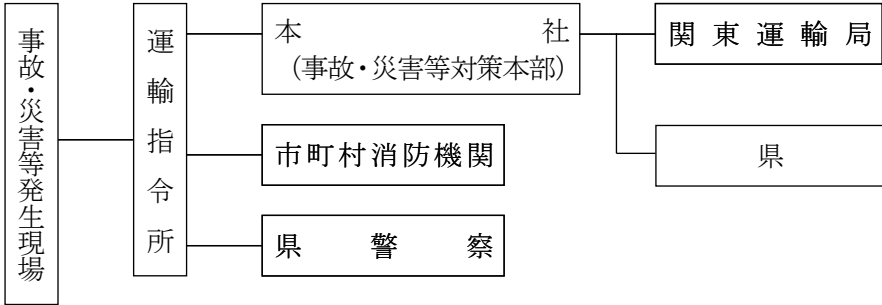
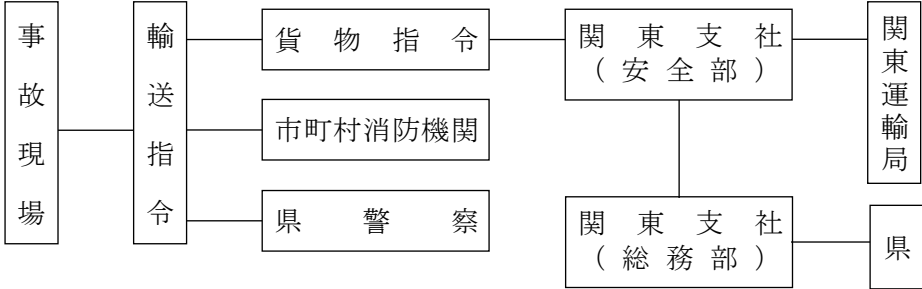
事業者	概要
京葉臨海鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[千葉貨物 駅指令長] B --- C[鉄道本部 (運輸部)] C --- D[関係部署] C --- E[関東運輸局] C --- F[県] F --- G[所轄消防署 (出張所含む)] F --- H[県警察] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>

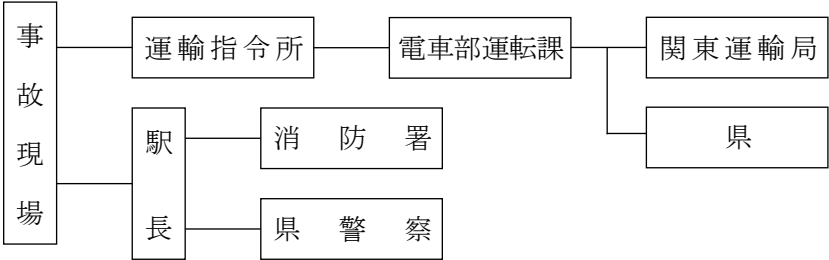
事業者	概 要
北総鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 鉄道事故が発生した場合は、「異常時対策規則」の定めに基づき、旅客の救出救護、避難誘導、災害情報の伝達並びに復旧等に関し、迅速的確な措置をとる。</p> <p>事故復旧対策本部の設置 運転事故復旧対策本部設置基準に基づき、対策本部を設置し、直ちに対策要員を指揮して応急措置、救護、早期復旧を図る。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故が発生した場合は、事故概況、復旧見込み、列車運転状況及び輸送対策等を関係箇所に連絡する。</p> <p>【鉄道事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸司令] B --- C[運輸部技術部 安全推進担当] B --- D[関係部署] C --- E[関東運輸局] C --- F[県] C --- G[所轄消防署] C --- H[県警察] D --- H </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び消防署に連絡する。</p>
流鉄(株)	<p>[応急・復旧対策] (1) 列車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。 (2) 公設消防隊の到着するまで、駅長の指揮により消火器等により初期消火作業を行う。 (3) 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、災害対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転司令] B --- C[本社(鉄道部)] B --- D[市消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市の消防機関に連絡する。</p>

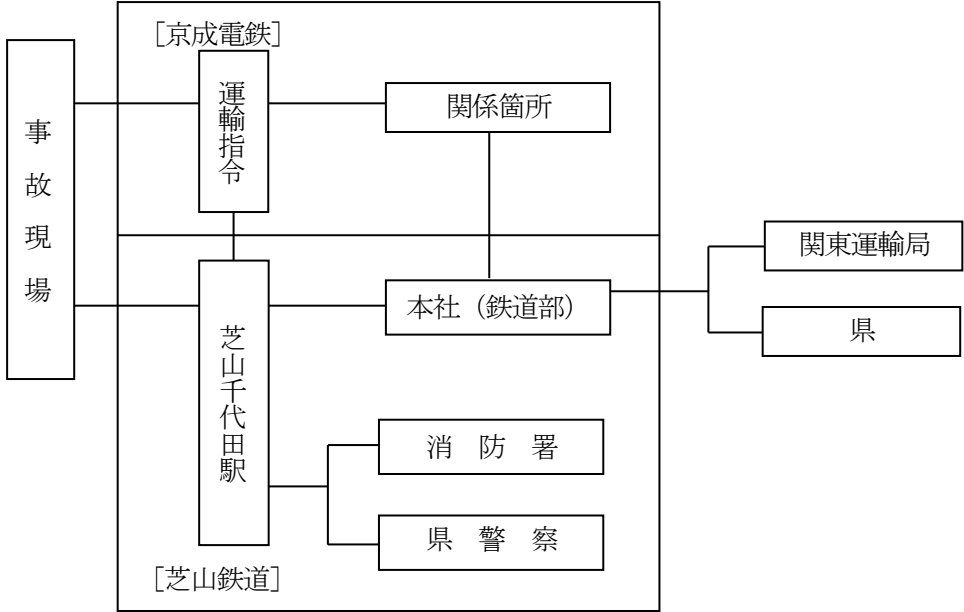
事業者	概 要
銚子電気鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車走行中に事故災害が発生した場合には、乗務員は運転取扱心得の定めに従い、冷静に状況を判断し、旅客の安全を第一に行動するものとする。</p> <p>また、旅客への状況説明及び関係各所へ速やかに通報し、避難誘導及び的確な災害情報の伝達等の措置をとる。</p> <p>(1) 列車無線網の確立 災害復旧対策を優先させるため、列車無線の使用を制限し、的確な通報体制の確立を行う。</p> <p>(2) 事故対策本部の設置 事故災害の発生により輸送に著しく支障を生じる場合、本社内に事故対策本部及び現地対策本部を設置し、円滑に事故の処理を行い、早期復旧に努める。</p> <p>(3) 緊急出動体制 事故災害の発生により復旧のための要員確保が必要な場合、緊急連絡網により社員（非番・公休者）の非常召集を行う。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡体制</p>  <pre> graph TD A[事故現場] --> B[運転指令] B --> C[運輸課] C --> D[関東運輸局 県警察 県 銚子市] C --> E[地元消防機関 県警察 JR輸送指令 JR銚子駅] </pre> <p>大規模な事故災害が発生した場合には、関東運輸局並びに県警察と連絡運輸機関であるJR輸送指令へ連絡する。</p>

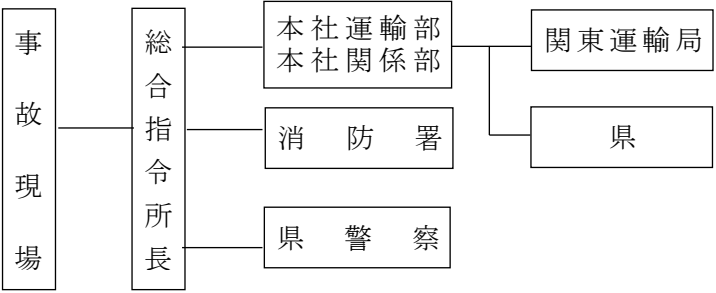
事業者	概要
千葉都市モノレール(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係社員は状況を的確に判断して以下の応急的処置等の対策を講じることで、乗客等の安全確保、早期復旧に努める。</p> <p>(1) 乗客の安全誘導 当社は車両が懸垂式であるため、空中の駅間で車両が停止した場合に短時間で停止車両から乗客を解放すべく努める。 ア 自力走行（故障車両）での最寄り駅への避難 イ 救援列車を使用した救助 (ア) 救援列車による牽引、救助 (イ) 縦取り装置による救助 (ウ) 横取り装置による救助 ウ 下取り装置による救助</p> <p>(2) 社員による軌道桁点検（地震の場合は全線）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置 千葉県・千葉市等、関係機関及び災害現場との的確な情報交換、情報分析を行い、利用者等の安全確保、運行の早期復旧に向けた対応策を策定し実施に移すべく災害対策本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 事故発生時の連絡系統図</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸・電力指令] B --- C[災害対策本部] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] C --- H[千葉市] </pre>

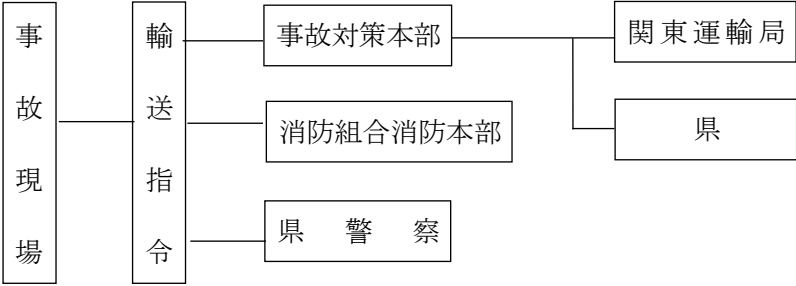
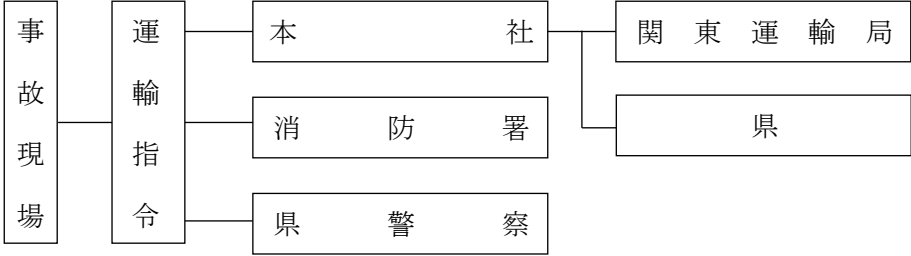
事業者	概 要
い す み 鉄 道 (株)	<p>[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は冷静に状況を判断し、「運転取扱心得」に定めるところにより、旅客の安全確保等所要の措置を講ずる。</p> <p>(1) 対策・復旧本部の設置 災害時における対策及び復旧、救護を円滑に行うため本社内に災害対策本部、災害現場に事故復旧本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>(2) 部外応援・協力関係 部外応援・協力が必要なときは、本部長の指示を受けて行う。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運転指令] B --- C[本社（災害対策本部）] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県、関係市町] </pre> <p>【鉄道事故発生時の連絡体制】 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

事業者	概要
東葉高速鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 事故及び災害等の発生又は発生する恐れのあるときは、社員は「事故・災害等対策規程」に定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び事故・災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 事故・災害等対策本部の設置 事故・災害等の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、本社内に事故・災害等対策本部、現地に現地対策本部を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 救護 現地対策本部長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「事故・災害等対策規程」の定めるところにより、現地対策本部運輸班、施設班を待機させ、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <pre> graph LR A[事故・災害等発生現場] --- B[運輸指令所] B --- C[本社 (事故・災害等対策本部)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre>
日本貨物鉄道(株) 関東支社	<p>[応急・復旧対策] (1) 貨物列車走行中に事故災害が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。 また、危険物を輸送していた場合は「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」に定めるところにより、適切な措置をとる。</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を図る。</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[輸送指令] B --- C[貨物指令] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東支社 (安全部)] F --- G[関東運輸局] F --- H[関東支社 (総務部)] H --- I[県] </pre>

事業者	概 要
東京都 交通 局	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の大規模事故災害における応急・復旧対策</p> <p>(1) 事故等が発生した場合又は発生が予想される場合は、次により処置する。</p> <p>ア 事故等が発生した場合</p> <p>(ア) 当事者又は発見者は、状況を冷静に判断し、直ちに最善と認められる臨機の処置をとる。ただし、運輸指令所長又は所属長から指示があるときは、その指示による。</p> <p>(イ) 運輸指令所長は、「緊急事態発生」の指令を各事業所の長に出す。また、事故復旧本部を設置したときは、その旨を関係先に通報する。</p> <p>(ウ) 両線を支障したときの復旧作業は、いずれか一方の線路の復旧を優先する。</p> <p>イ 事故等の発生が予想される場合</p> <p>(ア) 各事業所の長は、気象状況、その他情報等を考慮して、自主的に所属係員を出勤させ、災害等の防止措置を講じる。</p> <p>(イ) 各事業所の長は、運輸指令所長から連絡又は出勤指令があったときは、直ちに運輸指令所長と打合せをして所属係員を出勤させる等の処置を講じる。</p> <p>(2) 所属係員を出勤させた場合は、事業所の長は運輸指令所長に状況を逐次通報するとともに緊密な連絡を取る。</p> <p>(3) 各事業所の長は、あらかじめ緊急動員表を作成し、所属係員に周知させ、緊急時の出勤に支障のないようにしておく。</p> <p>(4) 各事業所の長は、勤務中の係員だけでは事故等の応急修理、復旧などを行うことが困難と認められるときは、非常召集等の措置をする。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 情報連絡体制系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令所] A --- C[駅長] B --- D[電車部運転課] C --- E[消防署] C --- F[県警察] D --- G[関東運輸局] D --- H[県] </pre>

事業者	概要
芝山鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、「事故・災害等対策規則」に基づき、対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告 ア 利用者の被害状況 イ 会社の施設・設備等の被害及び復旧状況 ウ その他災害に関する情報</p> <p>(2) 広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に努める。</p> <p>(3) 救援活動 事故発生時には、駅長が救援活動及び避難誘導に当たるとともに、事故・災害対策規則に基づき、対策本部に救護要員を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 鉄道事故発生時の緊急連絡体制</p>  <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制 大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により非常召集を指示する。</p>

事業者	概 要
<p>首都圏新都市鉄道(株)</p>	<p>[応急・復旧対策] 事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し、早期復旧及び輸送の確保を図る。</p> <p>事故対策本部の設置 事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行なう。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時の連絡系統図 情報連絡体制系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[総合指令所長] B --- C[本社運輸部 本社関係部] B --- D[消防署] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre>

事業者	概要
山万株	<p>[応急・復旧対策] 列車走行中に事故及び災害が発生した場合、関係社員は冷静に状況を判断し、「運転取扱実施基準」及び「運転事故処理手続」に定めるところにより、旅客の安全確保、応急対策等の迅速かつ的確な措置を講ずる。</p> <p>(1) 事故対策・復旧本部の設置 事故等時における対策及び復旧、救護を円滑に行うためにユーカリが丘支店内に事故対策本部、ユーカリが丘線駅務本部内に現地対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>(2) 広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びケーブルテレビ等を通じて利用者への広報活動に努める。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[送指令] B --> C[事故対策本部] B --> D[消防組合消防本部] B --> E[県警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre> <p>【鉄道事故発生時の連絡体制】 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び消防機関に連絡する。</p>
(株) 舞浜リゾートライン	<p>[応急・復旧対策] 鉄道事故が発生した場合は、旅客の救出救護、避難誘導を最優先に活動するとともに、「事故・災害復旧対策要綱」の規定に基づき、事故・災害復旧対策本部を本社内に設置し、事故復旧・災害対策の迅速かつ的確な実施を図るための態勢をとる。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故発生時における連絡系統</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[運輸指令] B --> C[本社] B --> D[消防署] B --> E[県警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防署に連絡する。</p>

【別表】

1 配備基準

		鉄道事故
(災害情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	鉄道事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1(本部第3配)備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)
	配備基準	鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第4章 道路事故災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第2節 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市町村	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社、などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3 東京湾アクアラインの防災対策

東京湾アクアラインの海底トンネル部分は関係法令等により、危険物運搬車両の通行が禁止されるとともに、火災事故に対処するため、通報・警報設備、消火設備及び避難設備等の非常用施設を設置する等の防災対策がなされている。また、災害時に消防機関が使用する床版下トンネル用特殊車両を両サイドの人工島に用意する等の消防力の強化が図られている。

消防活動については、平成9年12月1日に木更津市と川崎市の間で締結された「東京湾アクアライン消防相互応援協定」に基づき、上り線（至川崎）を木更津市消防本部が、下り線（至木更津）を川崎市消防局が担当している。消防活動の習熟を図るため、年1回以上、消防機関、警察機関と合同で防災訓練を実施していく。

＜資料編1-13 東京湾アクアラインの消防活動対策に関する協定＞

(1) 東京湾アクアラインの延長等

延 長	15.1km
トンネル部	9.5km
橋 梁 部	4.4km
陸上部分	1.2km

(2) トンネル部における主な防災設備

消火設備	消火器・消火栓	50m毎
	水噴霧設備	5m毎
通報設備	火災感知器	25m毎
	手動通報装置	50m毎
	非常電話	150m毎
監視設備	I T Vカメラ	150m毎
避難設備	車道床版下への避難のための避難口及び避難通路	300m毎

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

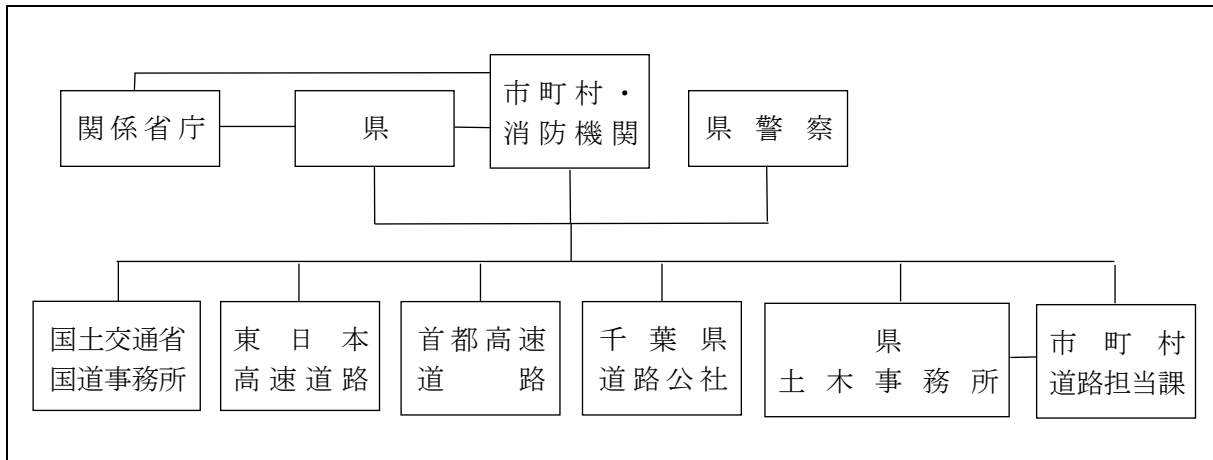
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び市町村は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

実施項目	実施者	実施内容
応急活動	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

市町村及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

(5) 広報

市町村及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

*道路の現況

<資料編5-6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所>

<資料編8-15 表1 管理区間延長(国管理分)>

<資料編8-15 表2 橋梁現況調書(国管理分)>

<資料編8-15 表3 トンネル現況調書(国管理分)>

<資料編8-15 表4 道路現況調書(県管理分)>

*事前通行規制区間

<資料編8-15 表6-1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準>

<資料編8-15 表6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準>

*道路防災事業計画

<資料編 8-15 表 7 道路防災事業計画書>

【別表】

1 配備基準

		道路事故
(第1・第2配備)	設置する本部	道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※本部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課
		出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)
	配備基準	道路事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ 必要に応じて関係機関で増強する
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。